

050 ビジネスダイヤル着信機能に関する利用規約

NTT コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、050 ビジネスダイヤル着信機能に関する利用規約を定め、本規約を遵守することを条件として、050 ビジネスダイヤル着信機能に関する契約（以下「本契約」といいます。）を締結している契約者（以下「契約者」といいます。）に対し、050 ビジネスダイヤル着信機能を提供します。

第1条 （用語の定義）

用語	用語の意味
IP 通信網サービス契約約款	当社が別に定める IP 通信網サービス契約約款
第2種ドットフォン契約	IP 通信網サービス契約約款に基づき締結された第2種ドットフォンサービスの提供を受けるための契約
050 ビジネスダイヤル着信機能 （以下「着信機能」といいます。）	第2種ドットフォン契約に係る番号に着信した通信に対して、自動的に音声応答する機能
タイプ2に係る着信転送機能 （以下「着信機能」と合わせて「本機能」といいます。）	IP 通信網サービス契約約款別冊（ドットフォンサービス）の料金表第1表（料金）2-2-3に定める番号通知機能において発信元番号からの通信を着信し転送する機能

第2条 （規約の範囲）

本規約は、契約者と当社との本機能に関する一切の關係に適用します。

2 本機能について本規約で定めのない事項は、IP 通信網サービス契約約款に定めるところによります。

第3条 （契約の単位）

当社は、IP 通信網サービス契約約款に定める1の第2種ドットフォン契約（タイプ2に係るものに限り、以下本契約書において同じとします。）に対して、1の本機能を提供します。

第4条 （契約申込）

契約申込は、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の契約申込書を提出することによって申し込むものとします。

2 本機能の申し込みと同時に第2種ドットフォン契約の申し込みをしたものとします。

第5条 (契約の不承諾)

当社は、次の各号に該当する場合には、契約の申込を承諾しないことがあります。

- (1) 本機能の提供が技術的に困難と当社が判断したとき
 - (2) 契約申込者が第4条の契約申込書にことさら虚偽の事実を記載したとき
 - (3) 契約申込者が、過去、本規約他当社のサービスにおいて、その利用規約等の規定に違反したことがあるとき
 - (4) 当社の電気通信設備（これに附属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要なとき
- 2 当社が申込を承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

第6条 (契約の成立)

本契約は、当社が本契約申込を承諾することにより成立するものとします。

第7条 (契約内容の変更)

契約者は、第4条の申込内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

第8条 (本機能)

当社は1の本契約につき1の本機能を提供します。

第9条 (権利義務の譲渡等)

契約者は、本契約上の権利もしくは義務の全部又は一部を、第三者に譲渡もしくは貸与し又は担保に供してはならないものとします。但し、本契約に係る第2種ドットフォン契約の譲渡があった場合は、譲渡に限りそれを認めるものとします。その場合、本契約に基づく権利の譲渡の取り扱いについては、IP通信網サービス契約約款に定める第2種契約の場合に準ずるものとします。

第10条 (契約者が行う契約解除)

契約者は、本契約を解除しようとするときは、そのことを当社所定の方法により通知していただきます。

2 前項の規定により本契約を解除した場合は、本契約に係る第2種ドットフォン契約の解除の申込みを行ったものとします。

第11条 (料金等)

本機能の利用料は無料とします。

第12条 (本規約の内容の変更)

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の内容によります。

2 当社は、この規約を変更するときは、当社のホームページによるほか当社が別に定める方法により通知します。

第13条 (利用中止)

当社は、次の場合には、本機能の利用を中止することがあります。

- (1) 当社の設備の保守上又は工事上やむを得ないとき
- (2) 天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき
- (3) 本機能が正常に動作せず、本機能を継続して提供することが著しく困難であるとき
- (4) 当社の電気通信設備（これに附属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要なとき

2 当社は、前項の規定により本機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第14条 (利用停止および利用解除)

当社は、契約者が次にいずれかに該当するときは、本機能の利用停止および解除をすることがあります。

- (1) 当社に対する債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) 当社の名誉若しくは信用を毀損したとき
- (3) 前2号のほか、この規約に反する行為であって、本機能又はIP通信網サービスに関する当社の業務遂行又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき
- (4) 当社に損害を与えたとき
- (5) その他、契約者として不適当なとき

2 当社は、前項の規定により本機能を利用停止および利用解除するときは、あらかじめその理由、利用停止又は利用解除をする日、期間を契約者に通知します。ただし緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第15条 (本機能の終了)

当社は、契約者に対して6か月以上前に通知し、本機能の提供を終了できるものとします。この場合、当社は、契約者その他いかなる者に対しても、いかなる責任も負わないものとします。

第16条 (免責事項)

当社は、本機能を利用した場合に生じた損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。

附則 (平成20年6月26日 NI第800533号)

本利用規約は、平成20年7月3日から実施します。

附則（平成 21 年 9 月 17 日　N O S 第 900571 号）

この改正規定は、平成 21 年 10 月 1 日から実施します。

附則（平成 21 年 10 月 19 日　N I 第 901081 号）

この改正規定は、平成 21 年 10 月 22 日から実施します。

附則（平成 23 年 6 月 16 日　N O S 第 100186 号）

この改正規定は、平成 23 年 6 月 20 日から実施します。

附則（平成 25 年 11 月 22 日　V V サ第 300590 号）

この改正規定は、平成 25 年 11 月 25 日から実施します。